

防犯協議会による青色回転灯防犯パトロールカー活動助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防犯協議会が青色回転灯を装備した自動車（以下「青色回転灯パトロールカー」という。）を用いて実施する防犯パトロール活動（以下「青色防犯パトロール」という）に要する費用の一部を助成することにより、市民の防犯意識を高揚し、市民の安全の増進に資することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 この要綱による助成を受けることができる防犯協議会（以下「協議会」という。）は次の各号のいずれにも該当する協議会とする。

- (1) 豊中警察署及び豊中南警察署管内の協議会であること。
- (2) 大阪府警察本部長の青色防犯パトロール適格団体証明及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条の3第1項に規定する自主防犯活動用自動車として青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動を行う協議会であること。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は協議会が4月1日から翌年3月31日までの間に支払った青色防犯パトロールに用いた青色回転灯パトロールカーの燃料費の額（消費税及び地方消費税を含み、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）及び自動車損害賠償責任保険料（保険期間年数で均等割した当該年度分の保険料の額。千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、助成金の限度額は、1協議会につき25万円を限度とする。

(交付の申込み)

第4条 助成金の交付を受けようとする協議会は、次の各号に掲げる書類を添えて、豊中市青色回転灯パトロールカー活動助成金交付申込書（防犯協議会）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 青色回転灯パトロールカー活動事業報告書（防犯協議会）（様式第2号）
- (2) 青色回転灯パトロール活動参加者名簿
- (3) 青色回転灯パトロールカーの運行に要した燃料費等の明細書

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があつたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、協議会に対して豊中市青色回転灯パトロールカー活動助成金交付決定通知書（防犯協議会）（様式第3号）により通知する。

(交付の請求)

第6条 前条の規定による交付決定の通知を受けた協議会は、豊中市青色回転灯パトロールカー活動助成金交付請求書（防犯協議会）（様式第4号）により助成金の

交付を市長に請求しなければならない。

(交付)

第7条 前条による請求書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認められたものについては、助成金を交付する。

(決定の取消し等)

第8条 市長は第5条の規定により助成金の交付決定を受けた協議会が虚り、その他不正な手段により助成金の交付決定を受けた認めるとき、当該決定を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(施行細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から実施し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施し、令和3年1月1日から適用する。

様式第1号

豊中市青色回転灯パトロールカー活動助成金交付申込書（防犯協議会）

令和 年（ 年） 月 日

（あて先）
豊中市長

申込者 団体名
住 所
代表者氏名

青色回転灯防犯パトロールカー活動助成要綱第4条の規定により次のとおり申し込みます。

団体の目的及び構成		
パトロール活動登録者数	人	
団体名	防犯協議会	
車両の登録名義人		
車両番号		
車両の種類	1 普通自動車	2 軽自動
活動実績		
助成対象項目		
助成金	燃料量	燃料代
	ℓ / 年	円 / 年
	自動車損害賠償責任保険総額 A	当該年度分保険料 A/2
	円 / 2年	円

※燃料費については、消費税及び地方消費税を含み、千円未満の額が生じるときは、これを切り捨てた額。自動車損害賠償責任保険料については、保険期間年数で均等割した当該年度分の保険料の額。千円未満が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

様式第2号

令和 年度青色回転灯パトロールカー活動事業報告書（防犯協議会）

令和 年（ 年） 月 日

（あて先）
豊中市長

申込者 団体名
住 所
代表者氏名
電話番号

令和 年度の青色回転灯パトロール活動事業に係る実績を、次のとおり報告します。

団体名称			
所在地			
代表者名			
事業実施期間	令和 年（ 年） 月 から 令和 年（ 年） 月 まで		
活動参加者	運転者 名	同乗者 名	合計 名
活動実績	走行距離	km	
	活動日数・回数	日 ・ 回	
	活動時間	時間	
	活動人数	人（平均 人（1回あたり））	
燃料	燃料量	ℓ	
	燃料費	円	
活動場所	豊中警察署管内 ・ 豊中南警察署管内		
その他	(活動を通じての成果)		

様式第3号

豊中市青色回転灯パトロールカー活動助成金交付決定通知書（防犯協議会）

令和 年（ 年） 月 日

団体名

住 所

代表者氏名 様

豊中市長

令和 年（ 年） 月 日付けで申し込みのあった青色回転灯パトロールカー活動助成金について次のとおり決定しましたので通知します。

1. 助成金交付決定金額 金 円

2. 助成の条件

- (1) この助成金は助成対象事業以外に使用してはならない。
- (2) 助成事業に係る事業実施が確認できる書類及び収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業実施が確認できる書類及び収入及び支出についての証拠書類を事業完了した翌年度から起算して3年間保管しなければならないこと。
- (3) 助成金の使途について、随時監査を行うことがある。
- (4) 助成対象事業以外に支出されたときは助成金を減額し返還を求めることがある。

